

# 新型コロナワクチン関連情報

※ 2月29日現在の情報をもとに作成しているため、急遽変更となる場合があります。



市ホームページ

## 令和6年度は秋冬に定期接種を行う予定です

65歳以上の方および60～64歳で対象となる方(インフルエンザワクチンの接種対象者と同様)には、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として、秋冬に定期接種を行う予定です。費用は原則有料となります。定期接種以外で接種を希望する方は、任意接種として、自費で接種していただくことになります。詳細は、令和6年度の接種開始に合わせて、広報うえだや市ホームページなどでお知らせします。

## アプリとコンビニでの接種証明書の発行は3月31日で終了します

接種証明書が必要な方は、終了前にアプリ内で証明書を発行し、画像として保存してください。

なお、郵送・窓口での発行(書面)は、4月1日以降も継続予定です。



接種証明書の詳細は市ホームページをご確認ください



※新型コロナワクチンコールセンターは2月末で閉所しました。お問い合わせは☎へ。

☎ 新型コロナウイルス感染症対策室 ☎75-6676

# 物価高騰対応重点支援臨時給付金

☎ 福祉課 ☎75-1365

	令和5年度住民税均等割のみ課税世帯向け	令和5年度子育て世帯向け
対象世帯	世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税の世帯。ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。 ①令和5年度物価高騰に伴う住民税非課税世帯に対する特別支援金(7万円)の対象世帯 ②住民税均等割課税者の被扶養者だけの世帯 ③租税条約の適用により住民税が免除されている方がいる世帯	世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税の世帯として次のいずれかの給付金の対象となった世帯のうち、平成17年4月2日以降に生まれた子どもがいる世帯 ①令和5年度物価高騰に伴う住民税非課税世帯に対する特別支援金(7万円) ②令和5年度物価高騰対応重点支援臨時給付金(住民税均等割のみ課税世帯向け)(10万円)
支給額	1世帯あたり10万円	対象の子ども1人につき5万円 ※「対象の子ども」は次の子どもを指します。 ①同一世帯の子ども(施設入所児童を除く) ②別世帯だが、扶養している子ども ③基準日*以降に出生した子ども
申請方法	①市で対象と推定できる世帯 順次案内を送付しています。内容をよく確認し、令和6年8月31日までに手続きをお願いします(手続き不要の場合もあり)。 ②令和5年中に他市区町村からの転入者がいる世帯、住民税が未申告の方がいる世帯など案内が届かないため、申請が必要です。	①市で対象と推定できる世帯 今後案内を送付します。内容をよく確認し、令和6年8月31日までに手続きをお願いします。 ②基準日*以降に出生した子どもがいる世帯、異なる世帯の子どもを扶養している世帯など案内が届かない場合があるため、申請が必要です。

※基準日は令和5年12月1日です。原則として基準日時点における住民基本台帳上の世帯の状態で行います。

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯向け



令和5年度子育て世帯向け



督促状の発送日	督促手数料
令和6年3月31日まで	必要(督促状1通につき100円)
令和6年4月1日以降	不要(徴収しません)

※延滞金は、納付が遅れると納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて加算されます。  
※納期限後に納付された場合、行き違いで督促状が届いてしまうことがあります。  
※既に発送した督促状および令和6年3月31日までに発送する督促状は、令和6年4月1日以降に納付する場合であっても、督促手数料を納める必要があります。

## 対象となる市税・料金など

- 市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料、介護保険料
- その他、市が徴収する税、使用料、手数料、分担金、負担金など



市ホームページ

## 滞納が続くと財産差押などの滞納処分を受けます

督促状送付後も滞納が続くと、預貯金などの財産調査や住居などの捜索が行われ、納期限までに納付された方との公平性を確保するため、財産差押などの滞納処分を受けます。こうならないよう、納期限内の納付にご協力ください。なお、病気などの理由があって納付ができない場合は、早めに☎へご相談ください。



## 差押の例

- 給与・年金
- 自動車
- 不動産
- 生命保険
- 預金・貯金
- 売掛金



**給与・年金差押**  
勤務先などへ調査し、差押をします。



**自動車差押**  
自動車の差押をし、公売をします。



**不動産差押**  
不動産の差押をし、公売をします。



**生命保険差押**  
保険金などの差押をします。



**預金・貯金差押**  
預金・貯金を調査し、差押をします。



**売掛金差押**  
取引先などへ取引状況を調査し、売掛金の差押をします。

## 市税などの納付は口座振替が利用できます

納期ごと自動的に振り替えとなりますので、納期限内に確実に納付できます。安全かつ確実に、手続きが簡単な口座振替をぜひご利用ください。



☎ 収納管理課 ☎23-5117  
(納税相談は ☎71-8053 ☎71-8055)

市税などを納期限までに完納せず、滞納している方に、督促状を送付しています。これまでは、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収してきましたが、令和6年4月1日以降に発送する督促状の督促手数料は徴収しません。なお、督促状は令和6年度以降も送付されます。督促状が届きましたら必ず確認し、早急に納付をお願いします。

令和6年度以降に発送する督促状の督促手数料は徴収しません